

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-83号
2	公募日	令和8年6月8日
3	契約担当者	能代市水道事業 能代市長 鍋谷 暁
4	件名	AI管路劣化診断業務委託
5	業務場所	能代市上水道区域内
6	履行期限	令和9年3月26日
7	当該業務の主管課	都市整備部 水道課 電話番号 0185-52-5221 ファクシミリ番号 0185-89-1780
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	AI管路劣化診断業務 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	<p>入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること</p> <p>(1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登録されていること</p> <p>(2) 国内に契約の締結できる営業所を有していること</p> <p>(3) 国、秋田県及び本市の指名停止期間中でないこと</p> <p>(4) 国、秋田県、本市又は他の地方公共団体のいずれかと過去10年以内にAIを用いて水道管路の劣化予測を行った委託業務の実績があること</p> <p>(5) 国土交通省の上下水道DX技術カタログにおいて、対象施設が「送配水施設」、目的が「劣化予測」、要素技術が「AI」の技術保有者として掲載されていること</p> <p>(6) 調査技術者は、次に定める職務内容と実務経験を有する者とする ・過去10年以内に水道事業に係る管路情報の整備・管理、管路データ(属性・位置情報等)の解析、診断結果の評価及び取りまとめ等の業務実績を有すること ※本業務の入札参加期限の日の3か月以上前から入札に参加しようとする者と直接的な雇用関係にあるものであること</p>
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額(消費税等を除く)とする。
12	入札予定日	令和8年6月19日 (金) 午後2時30分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	<p>(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり</p> <p>(2) 参加申込書に次の書類(写し可)を添付すること</p> <p>ア 10(4)の同種業務履行実績調書</p> <p>イ 10(5)の技術保有者を証する書類(ホームページ掲載一覧の写しなど)</p> <p>ウ 10(6)の実績を有していることを証する書類及び雇用関係等を確認できる書類 ※業務経歴書及び在籍証明など(任意様式)</p>

入札スケジュール

件名：AI管路劣化診断業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年6月8日（月）正午から 令和8年6月10日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年6月8日（月）正午から 令和8年6月10日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年6月8日（月）正午から 令和8年6月12日（金）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年6月12日（金）午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年6月16日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年6月19日（金）午後2時30分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市水道事業
能代市長 鍋谷 暁 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿記載番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発注番号	第2-83号			
物品(業務)名	AI管路劣化診断業務委託			
本入札に関する 連絡先	担当者名			
	電話番号		FAX番号	

同種業務履行実績調書

商号又は名称

業 務 名			
発 注 者 名		受注形態	J V ・ 単 体
業 務 場 所		契約金額	円
契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
業務の概要			

- (注) 1 入札に付する業務の業務概要と同種の業務の履行実績について、入札公告に示した資格条件に関して的確に判断できるよう具体的に記載すること。
- 2 業務場所は、都道府県名および市町村名を記入すること。
- 3 J Vで履行した業務について、出資比率20%以上の場合のみ業務実績として認めるので、協定書の写しを添付すること。
- 4 能代市発注以外の業務については、契約書の写し及び業務概要の分かるもの(設計書等の写し)を添付すること。

入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市水道事業
能代市長 鍋谷 暁 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	A I 管路劣化診断業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第 1 1 2 条第 1 項第 3 号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- (1) 能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、1枚（1回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- (4) 入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条の規定による。

7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

令和 8 年度

公 共 事 業

委 託 設 計 書

能代市

市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	検 算 者	設 計 者	係 員
着 工 完 成 期 日		自 令和 年 月 日 至 令和 9 年 3 月 26 日				摘 要	補 助		
委 託 番 号		第 号					工期 日間		
幹 線 名 路 線 名 等									
施 行 位 置		能代市上水道区域内							
委 託 名		A I 管路劣化診断業務委託							
委 託 費		金 円也							
委 託 概 要		A I 管路劣化診断・解析用モデル作成 L=345.2km							

執行年度	令和 8 年度
委託名	A I 管路劣化診断業務委託
変更回数	
諸経費区分	公共委託 令和07年度
工種区分	測量業務
単価適用年月日	令和08年05月01日付 実施単価表
単価地区	山本地区
機損適用年月日	令和07年10月01日付 公共 B地区
歩掛適用年月日	令和07年10月 公共委託歩掛
備考	

A I 管路劣化診断業務委託

総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
業務費	1	式				
業務委託料	1	式				
測量業務02	1	式				
合計						

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
測量業務02	1	式				
直接測量費	1	式				
直接測量費(積上)	1	式				
A I 劣化診断	1	式				
協議・打合せ	1	式			単 1 号	
シェープファイル変換	1	式			単 2 号	
漏水履歴の登録(過去5年)	250	箇所			単 3 号	
A I 管路劣化診断・解析用モデル作成	345.2	km			単 4 号	
ソフトウェアセットアップ	1	式			単 5 号	
ソフトウェア購入費	1	式				
閲覧用ソフトウェア購入	1	本			単 6 号	
旅費交通費(A I 劣化診断)	3	回			単 7 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
直接測量費計	1	式				
測量諸経費	1	式				
業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

A I 管路劣化診断業務委託

【 第 3 号 単価表 】

漏水履歴の登録（過去5年）

100 箇所 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量技師 2～7級		人				
測量助手 2～7級		人				
パーソナルコンピュータ		日				
GISソフト		日				
計						
単位当たり						

A I 管路劣化診断業務委託

【 第 4 号 単価表 】						
A I 管路劣化診断・解析用モデル作成						100 km 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量主任技師 2～7級		人				
測量技師 2～7級		人				
パーソナルコンピュータ		日				
GISソフト		日				
計						
単位当たり						

A I 管路劣化診断業務委託

【 第 7 号 単価表 】						
旅費交通費 (A I 劣化診断)						1 回 当 り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
ガソリン 無鉛 スタッドレスタイヤ		1				
交通費	1	往復				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L	1	供用日				
ライトバン ガソリンエンジン二輪駆動 定員5名 1.5L		時間				
計						
単位当たり						

A I 管路劣化診断業務委託仕様書

能代市水道課

第 1 章 総 則

(仕様書の範囲)

第 1 条 本業務の施工にあたっては、本仕様書によるほか、関係法規に基づき実施しなければならない。

(業務目的)

第 2 条 本業務は、発注者が貸与する管路情報等及び受注者が整備する環境情報等を用いて、統合型 AI により管路単位ごとの劣化レベル等を予測・可視化し、老朽管の劣化や耐用年数・経年劣化を算出し、漏水調査を最適化することを目的として実施する。

(提出書類)

第 3 条 受注者は、契約締結後、速やかに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。また、提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出しなければならない。

- (1) 着手届（契約締結後 10 日以内）
- (2) 担当技術者選任通知書（契約締結後 10 日以内）
- (3) 作業計画書（着手の日まで）

(受注者の義務)

第 4 条 受注者は、契約の履行にあたっては、業務委託の意図及び目的を十分に理解した上で、誠実かつ正確に遂行しなければならない。

(個人情報の保護)

第 5 条 受注者は、貸与資料及び各種データの保管・管理を行うにあたり、情報の漏えいがないよう適切な措置を講じなければならない。

(貸与資料)

第 6 条 受注者は、発注者から貸与された資料について、丁寧に取り扱い、紛失又は破損等がないよう管理し、使用後は速やかに発注者に返却しなければならない。

2 受注者は、発注者の許可なく、貸与資料の複製、公開又は第三者への貸与等をしてはならない。

(関係機関との折衝等)

第 7 条 本業務遂行上、欠くことのできない官公署等との折衝又は法令等に基づく許可申請等が生じた場合は、受注者が行うものとし、その費用は受注者の負担とする。ただし、発注者が行うべきものについては発注者が行う。

(技術者の配置)

第8条 受注者は、本業務（A I劣化診断）の管理及び総括を行う担当技術者を配置するものとする。

- 2 担当技術者は、過去10年以内に水道事業に係る管路情報の整備・管理、管路データ（属性・位置情報等）の解析、診断結果の評価及びとりまとめ等の業務実績を有すること。
- 3 業務着手に先立ち、担当技術者選任通知書及び、雇用関係を証明できる書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。
- 4 他社在籍出向者及び、派遣社員等を配置することは認めない。
- 5 受注者は、A I劣化診断に係るデータ整備（G I Sデータの取扱いを含む。）、モデル作成・解析、結果の可視化及び成果品作成等の作業に従事する技術者を定め、必要に応じて発注者に届け出るものとする。

(作業計画書)

第9条 受注者は、着手の日までに作業計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

- 2 作業計画書には、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 作業概要及び作業内容
 - (2) 計画（実施）工程
 - (3) 作業体制（役割分担、責任者、連絡体制）
 - (4) 打合せ予定日及び主要打合せ事項
 - (5) 情報セキュリティ対策
 - (6) 緊急時の体制及び対応

(成果品)

第10条 受注者は、成果品として報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 成果品は、すべて発注者の承諾を受けないで他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

(疑義の解釈)

第11条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、これを定めるものとする。

第2章 解析作業

(協議・打合せ)

第12条 受注者は、A I劣化診断を実施するために必要な準備、発注者との打合せ協議を行うこと。

(シェープファイル変換)

第13条 発注者から貸与されたシェープファイル(以下「貸与シェープデータ」という。)について、受注者は受注者のシステム環境へ取り込みを行い、必要に応じてシステムで利用可能な形式に変換する。

2 取り込み及び変換にあたっては、貸与シェープデータを構成する関連ファイル一式(例:.shp、.shx、.dbf、.prj、必要に応じて.cpg等)を受領・保全したうえで、座標参照系(CRS)及び文字コード等のデータ仕様を確認し、属性情報及び位置情報の整合性を保持したまま所定の形式へ変換する。

3 管路データのうち管種、口径、布設年度等の予測に必要な属性情報が欠損しているデータ、誤入力等により矛盾があるデータについては、適宜修正や補完を行うこと。

(漏水履歴の登録)

第14条 受注者は、漏水一覧表を基に受注者のシステムに漏水情報を入力すること。

2 漏水情報で不明箇所がある場合は、発注者と協議の上、追加入力すること。

(AI管路劣化診断・解析用モデル作成)

第15条 受注者は、システム上でAIモデルを作成するために、水道管路に関するデータ整備を行う。

2 AIモデルは、土壌、地形、気象、交通量等の水道管路の劣化に関連する環境情報及びシステムの管路情報、登録済みの漏水情報を用いて診断・分析し、管路単位ごとに劣化レベルの予測値を算出すること。

3 リスク診断の結果は、システム上で分析・表示し、地図上で可視化できること。

4 過去の漏水情報、修繕情報が存在する地区・管路に対しては、AIによる機械学習は「教師あり学習」を採用し、AI劣化診断を行うこと。

5 モデル作成では管路属性に次の処理結果を登録すること。

(1) 漏水発生確率

(2) 耐用年数と経過年数に関する指標

(3) 管路の劣化予測

(4) 管路の劣化要因

(5) その他

6 構築したAI劣化診断解析システムにて不明管の特定を行い、管種・口径・布設年度を解析する。

(診断結果の閲覧ツール)

第16条 受注者は、本業務により得られた診断結果を発注者が常時閲覧できるツールを提供すること。提供方法については任意の方法とする。

第3章 その他

1 本業務は、AIを活用した管路リスク評価に基づく住民参加型情報公開サービス導入事業として、地域未来交付金（デジタル実装型）を活用している事業であるため、市HPに住民参加型の情報公開ページを整備し、住民が自宅・店舗周辺の管路リスク区分、工事・断水の予定・緊急情報、注意すべき路面異常例等を確認できるようにすること。住民が路面の異常を発見した際は、写真や位置情報付きなどで通報でき、対応完了までの状況も確認できるようにすること。AI劣化診断でリスク評価を継続的に高精度化し、住民の安心・安全を確保すること。これに伴う、市HPの掲載方法等については、発注者と協議することとする。

2 同時期に実施する、漏水調査業務委託と密接に関わる業務であり、情報共有の不備や認識の不一致が事業全体の精度や効果に影響を及ぼすことが懸念されるため、成果品の形式やデータの受け渡し方法等について発注者と密に協議を行い、業務を遂行すること。